

平成 24 年第 2 回定例会 総務政策常任委員会

平成 24 年 5 月 16 日

鈴木委員

私も話を聞いて、半分以上分からないので、一つずつ確認させていただきたいんです。

一つ、頂いた資料の中に、地域主権時代の本県のあり方についてという試案が平成 22 年に出ている。そこにおけるプロセス、先ほど何か副局長が言っていたけれども、3 段階の中の独立国というのはここら辺にあるみたいなお話をされていてらっしゃったけれども、現実には地域主権の本県の在り方について、懐かしい松沢さんの時代にこういう話をいろいろ、道州制という話をしたわけだけれども、このプロセスの中における今回の知事発言というのはどこら辺に入っているのか教えてください。

広域連携課長

地域主権改革の過程ということでございますので、市町村制度、都道府県制度は現状のままです。その中で、指定都市を含めまして市町村についてはより基礎自治体として住民に身近な権限を担っていただく。県は、出先機関の権限をはじめ、国から権限の移譲を受けて、広域自治体としての機能を強化していく、そういった姿を平成 22 年 12 月に示しておりますので、今回検討するのは、その部分を違う切り口から改めて再構築したい、そういうことでございます。

鈴木委員

違う切り口というのは、どこの切り口のことを言っているのですか。

広域連携課長

地域主権改革の過程のところ、特区制度を活用して権限等を国から移譲を求めていくということまで、平成 22 年 12 月の試案の中では明示してございません。そういったものを、今回、どのような形で可能かということを検討していきたいということでございます。

鈴木委員

さっきからあなた方、特区特区と言っているけれども、そもそも特区はどうやったらとれるのか、もう一度基礎から教えてください。

広域連携課長

現在、大きく二つの特区制度がございます。一つが、今、横浜市、川崎市とやっております総合特区でございます。それから、もう一つが構造改革特区というものがございます。

国際戦略特区のようなものにつきましては、限定的なプロジェクトが対象でございまして、申請あるいは基本的な対象となるものについては、ある時期を決めてしか申請ができませんし、それによる認定を受けないと特区として活用することができないという仕組みでございます。構造改革特区につきましては、継続して毎年、募集等が行われておりますけれども、一つの事務権限に着目して、それをある一定の地域、これも申請によって、ある権限について特別に規制緩和を求めるといったものが構造改革特区でございますが、非常に事務単位が小さなものを前提としておりますので、なかなか大きな改革、あるいは全県を対象にするといったものの特区としてはなかなかないというものでござ

います。

もう一つございますのが、道州制特区というのが仕組みとしてはございますけれども、それは基本的には北海道、それから法律上は3県以上の合併を前提とした自治体については、道州制特区ということで、これも規制緩和等を求めることができるという法律がございます。ただ、その法律自体は、今、申しましたように、地域あるいは要件が限定的でございますので、そのままでは本県は全く対象にならない、そういう特区制度がございます。

鈴木委員

この話というのは、基本的に国という決めるところがある。あなた方、さっきから特区さえやればバラ色のようなものが出るみたいな言い方をしているけれども、決めるのは国です。それを、例えば、今、道州制の問題なんかだって、まだまだ国では基本的にはそんなに進んでいない。先ほどおっしゃったとおりだ。そのプロセスが基本的に進んでいないで、神奈川県だけ元気いっぱい特区でこれをやりたいといっても、それは駄目よといった場合、このプロジェクトは何をするのですか。

論点をきちっとしましょう。あなた方が言っているのは、特区を使って要するに新たな形をつくるということ、さっきから何回もおっしゃってました。ところが、それを決めるのは国なわけでしょう。もう一つ忘れてはいけないのは、神奈川県だけでできない、横浜市だって川崎市だってある。横浜市はここから独立したいと言っている。そのときに、これこれこういう特区を神奈川県としてやりたいと言っても、それは通らないものがいっぱいある。そういう前提条件というものの中で、果たしてこの問題というのがどこまで進むんだらうと、誰だって常識で考えれば分かるじゃない。

そんな中で、何でこんな話をさせてもらったのかというと、知事が突然、徴税権なんて言い出した。彼がどういう形で使ったか僕は知らないです。少なくとも新聞の中で見た。ということは、国の徴収すべく税が神奈川県に入るなら、こんな楽なことはないです。それが今、とれなくて臨時財政対策債だとかどうのこうのと、みんなやっている中で、どのようなことをやっていきたいのか。ただ本当に失礼ですけども、字面で追っているのか、この中身、実際にあなた方がこれからやる中身と目指すもの、そして知事が言っているものというのは、全然イメージとして湧いてきません。

要するに、このプロジェクトは何を目指して何をやりたいのか、これをまず教えてください。あの中に書いてありましたよね、1回目か何かのときに、特区を活用してと。ところが、特区だってそういう規制がある。あなた方のプロジェクトの中で、本来でいうメインのものは、ある意味で誰かが決めなければならないものです。それに対して、どんなにやってみてもあとは政治力を使うしかないわけで、これをどのようにやるのか。それがもしなかったとしたらば、このプロジェクトのメインは一体何なんだろうと思うわけです。どうぞお答えください。

政策局副局長

ただいま委員の御指摘のとおり、これはあくまでも課題という意味では、特区の活用というのは、たくさんの課題があるかと思えます、ただ、今回、私ど

ものあり方の検討はこれからスタート、1回目ですけれども、実際の議論はこれから始まるわけですのでございますけれども、そういう前提としまして、私ども神奈川県としての在り方、立ち位置をどういうふうに考えるか、まず自らの部分をきちっと考えた上で、特区を活用してこういうような施策事業をやりたいといった場合に、その障害は当然あるかと思えます。それについては、それぞれどういう形で乗り越えていくかという部分の手段を改めて検討していくこととしています。

今、すぐできることをやろうということではなくて、困難な課題は当然あります。道州制でないからといって、そう簡単にできる話ではないのは当然でございますけれども、今ある制度プラスアルファ、どういふところを国にお願いしながら、どういふ形の在り方というものを県として目指していくか、そこをまずつくっていきこうと。これが一定の方向性を秋口までにと、こういうことで議論をスタートさせたところでございます。

鈴木委員

副局長、自分の言ったことにしっかり責任を持った方がいいよ。道州制に移行するまでまだかなり時間がかかると。それだから、今、制度を利用してやるんですよというお話をしている。ところが、現実には特区そのもの自体にしても、これはまだまだ時間どころじゃない、去年なんか見ても分かるように、総合特区をもらうだけでも約1年間です。この問題というのは、私が何でこんな言い方するのかというと、そもそも松沢さんの時代に、道州制ありきと一生懸命やってきたのではないのか。ここで。最後には神奈川県がなくなるのではないのかとか、あなたが最後の知事になるのではないかとずっとやってきて、その前提で平成22年にこの試案ができて、今度、知事が代わった途端に、途中で何かをやりたみたいなものとなっていたときには、あなた方の政策そのもの自体というのは何をベースにやっているのかと私は問いたいわけです。

要するに、あなた方が目指すものは道州制だった。ところが、今度はいざ独立国みたいなものが出てきたらば、やれ、また新たにこういうこれからの神奈川県の在り方みたいなものが出てくる。秋口までに出しますといっても、メインのものというのは、何年間もかけて私たちが論議して、道州制は違うだろうとかいろいろなことがあって、その中でできたものもある。あとは何を加えようというんだらうか。先ほどのあなた方の答弁というのは、特区制度だと言った。特区制度は国が決めることであって、あなた方ではない。そんなバラ色みたいなものを県民の前に出さない方がいいですよ。

現実には今、目指すものは道州制なんだと最後におっしゃったけれども、道州制だったらば、独立国になって神奈川県とあってもいい、理屈としては。だけれども、先ほどの道州制の法的なものからしても、二、三県が合併しなればいけない今の現状から見たらば、神奈川県が独立することを認めるかどうか、これもまた国の話でもって、一体その中であなた方の答弁というのは、何を根拠に言っているんだらうと思うわけです。どうぞ、お答えください。

政策局副局長

今、お話がありましたように、特区は当然ながら県で決められる話ではございません。ただ、私どもはどういふものを目指したいということをきちっとお

示して国に働き掛けると、こういう必要があるかと思います。ですから、まず自分たちがどう考えるかという部分を、特区の活用ということに関しても、まずはつくり上げなければ話が進まないと思っていますので、まずその部分をステップとして進めているということでございます。

鈴木委員

最後にするけれども、今はそういう乱暴な答弁をしてはいけない。要するに、ここで目指しているのは自治制度なんでしょう。自治制度の中でどうするかという、これからあなた方が特区をやるようなことなんて、どう考えてもこんなものは出てこないでしょう。今は例えば戦略特区とか、そういう話ではない。制度そのもの自体を変えなければいけないとなったら、全部法律が絡むことになる。それをあなたはさっきから、元気いっぱいやりますみたいな。元気は構わないけれども、それに対してどのような道筋なんて、これから半年間でできるぐらいだったら、他県がやっているよ。そういう乱暴な答弁をしてはいけませんよ。

もう一度私がお願いしたいのは、これから楽しみな6月7月の常任委員会が待っているので、ここらでやめておくけれども、あんまり乱暴な、むちゃくちゃなものを書いて出さないでほしい。迷惑です。これ自体が。一回一回聞かなければならない。何か取って付けたみたいな答弁なんかやめてほしい。現実をきちっと把握して、法的なものも入れながら、次は資料をちゃんと出してください。そうしない限り、時間の無駄です。長い長い時間を使ってあなた方が出した平成22年の試案だってそうだったじゃない。それを、今度、ころっと変えるようなものが出てくる。もう一度しっかり考えてください。よろしくお願いたします。

以上です。